

## 浜松市サテライト型小規模保育事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、0～2歳児の受け皿確保として、既存の保育所、認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」という。）による小規模保育事業所の開設を促進するとともに、連携支援コーディネーターの配置により小規模保育事業所を利用する児童の保育所等への円滑な接続を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）並びにこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (4) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。
- (5) 連携施設 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。）第6条に規定する連携施設をいう。
- (6) 連携支援コーディネーター 連携施設と小規模保育事業所との連携に関する助言や小規模保育事業所における保育の提供終了後、連携施設において継続的に保育を提供するための調整等を行う者をいう。

### (補助対象事業者の要件)

第3条 補助対象事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 保育所等を運営する事業者が小規模保育事業所を平成31年4月1日に新規開設し、かつ、同一事業者が運営する保育所等が連携施設となること。
- (3) 連携施設に、連携支援コーディネーターを専任で1人配置すること。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

### (補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、連携施設に連携支援コーディネーターを専任で配置し、連携施設と小規模保育事業所との連携に関する助言や小規模保育事業所における保育の提供終了後、連携施設において継続的に保育を提供するための調整等を行った期間とする。

### (補助金の算定基準)

第6条 市長は、別表により算出した額を補助対象事業者に補助するものとする。

(事業実施申出書)

第7条 事業を実施する事業者は、市長が定める日までにサテライト型小規模保育事業実施申出書(第1号様式)(以下「事業実施申出書」という。)に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の事業実施申出書の事業内容を年度途中で変更する場合は、あらかじめサテライト型小規模保育事業実施変更申出書(第2号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書(第7号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、第9条の決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 補助金を他の用途へ使用した場合

(4) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	補助基準額	備考
連携支援コーディネーターを雇用するために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、共済費の合計	年額4,549,000円とする。	補助金額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式

浜松市サテライト型小規模保育事業実施申出書

連携施設	施設名称			
	施設類型			
小規模保育事業	名称			
	開設年月日			
連携支援 コーディネーター	氏名			
	職種			
	雇用形態			
	採用年月日			
	1日当たりの就労時間	実働時間	時間	分
		休憩時間	時間	分
	専任・兼務の別			
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
補助対象経費 (概算)	¥	円		
業務内容				
<添付書類> 連携支援コーディネーターとなる職員の履歴書(写し) 資格証(写し)...保育士、看護師、栄養士等の有資格者の場合に提出すること				
上記のとおり申し出ます。 (あて先) 浜松市長 所在地 名称 代表者氏名				
年 月 日				

第2号様式

浜松市サテライト型小規模保育事業実施変更申出書

連携施設		施設名称				
		施設類型				
変更事項 (変更後)	連携支援 コーディネーター	氏名				
		職種				
		雇用形態				
		採用年月日				
		1日当たりの就労時間	実働時間	時間	分	
			休憩時間	時間	分	
		専任・兼務の別				
	変更年月日					
	その他					
<p>&lt;添付書類&gt;          下記の書類に変更があれば、変更後の書類を添付してください。          連携支援コーディネーターとなる職員の履歴書（写し）          資格証（写し）...保育士、看護師、栄養士等の有資格者の場合に提出すること</p>						
<p>上記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）浜松市長</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p>						

第3号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

## 交 付 申 請 書

次の事業について交付を受けたいので申請します。

記

- 1 交付を受けようとする事業  
浜松市サテライト型小規模保育事業

- 2 申請の内容  
補助金交付申請額      ¥                                      円

第4号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所  
(または所在地)

\_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名  
(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印  
(法人の場合は法人代表者印)

\_\_\_\_\_ 年 月 日 生

法人設立年月日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市サテライト型小規模保育事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 : 浜松市サテライト型小規模保育事業費補助金

第5号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市サテライト型小規模保育事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は、これらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

申請者 名 称  
(誓約者)  
代表者氏名



様

浜松市長

## 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり助成します。

### 記

1 交付する事業

浜松市サテライト型小規模保育事業

2 交付する金額      ¥ \_\_\_\_\_ 円

3 交付の条件

- (1) 交付に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」(平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号)における保育対策総合支援事業費補助金交付要綱6に掲げる事項を条件として交付するものであること。
- (3) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (6) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (8) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第7号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

## 補助事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号について、浜松市サテライト型  
小規模保育事業が下記のとおり完了したので報告します。

### 記

- 1 完了年月日  
年 月 日
- 2 事業の内容・成果  
別紙「事業報告書」のとおり
- 3 収支の状況ならびに補助事業により生じる収入金  
収支の状況・・・別紙「収支決算書」のとおり  
補助事業により生じる収入金・・・なし
- 4 交付確定を受けたい額  
¥ \_\_\_\_\_ 円
- 5 その他

第8号様式

第 年 月 日  
号

様

浜松市長

## 補助金確定通知書

年 月 日付けの補助事業完了報告書を審査の結果、下記の金額を  
浜松市サテライト型小規模保育事業費補助金として確定します。

記

¥ \_\_\_\_\_ 円